

議案第62号

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年 6月 2日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

所沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500円」を「12, 900円」に、「13, 350円」を「13, 700円」に、「14, 200円」を「14, 500円」に、「10, 800円」を「11, 300円」に、「11, 650円」を「12, 100円」に、「9, 100円」を「9, 700円」に、「9, 950円」を「10, 500円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の所沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び

遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 改正前の所沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例の規定による損害補償の内払とみなす。